

# 鹿屋市工場等立地促進補助金

## 制度概要

鹿屋市 産業交流部  
産業政策課 産業立地推進室



# 鹿屋市への進出や定着を強力にサポートします。

！ 優遇制度を活用するには、市において事前審査を行い、立地協定を締結する必要があります。立地する3ヶ月前までにお問合せ下さい。

## 補助メニュー

区分	補助率	限度額	投資区分
工場等用地取得費補助金	30%	2,000万~1億円以内	新設・増設
雇用促進補助金	20~60万円/人	5,000万円以内	新設・増設・移設
建物・機械設備補助金	3~12%	1億円以内	
施設賃借料補助金	50%	3,000万円以内 (1,000万円×3年)	新設 (情報通信・研究開発施設)
通信回線使用料補助金	50%	3,000万円以内 (1,000万円×3年)	

## 対象要件

- 業種等：製造業、流通業、情報通信業、研究開発施設
- 立地区域：工場適地・産業導入地区・重点促進区域 等
- その他
  - ・市と立地協定を締結すること。
  - ・用地取得後5年以内に操業を開始すること。(新設の場合)
  - ・新たな工場等の設置に伴い、市内の既存の工場等の操業の停止、又は著しい操業能力の減少でないこと。(新設又は増設の場合)
- 雇用・面積要件

区分	雇用増加数	用地取得面積	
		製造業・流通業	情報通信業・研究開発施設
新設(市外)	5人以上	2,000㎡以上 (本市の特性を生かした事業の場合 1,000㎡以上)	200㎡以上 (本市の特性を生かした事業の場合 100㎡以上)
新設(市内)	3人以上	1,000㎡以上	100㎡以上
増設	3人以上	—	—
移設	3人以上	—	—

# 補助金の額

種 別	内 容	上限額		対 象						
				新設	増設	移設	情報			
工場等用地 取得費補助 金	土地取得額×30%	1億円以内		●	●		●			
		雇用増加数	限度額							
		3～9人	2,000万円以内							
		10～19人	3,000万円以内							
		20～49人	5,000万円以内							
50～99人	7,000万円以内									
		100人以上	1億円以内							
雇用促進補 助金	雇用増加数 20万円/人	総額 5,000万円以内		●	●	●	●			
	市 民 10万円/人 (加算)									
	障がい者 10万円/人 (加算)									
	特定雇用者 20万円/人 (加算)									
建物・機械 設備補助金	建物整備費×3～12%	総額 1億円以内		●	●	●	●			
	機械設備整備費×3～12%									
	区 分							補助率	限度額	
	雇用増加数									市内発注率
	3～9人							0～49%	3%	5,000万円以内
								50～79%	5%	
								80%以上	10%	
	10～19人							0～49%	3.5%	6,000万円以内
								50～79%	5.5%	
								80%以上	10.5%	
	20～49人							0～49%	4%	7,000万円以内
								50～79%	6%	
								80%以上	11%	
	50～99人							0～49%	4.5%	8,000万円以内
50～79%		6.5%								
80%以上		11.5%								
100人以上	0～49%	5%	9,000万円以内							
	50～79%	7%								
	80%以上	12%								
施設賃借料 補助金	建物等賃借料×50%	3,000万円以内 (1,000万円×3年)					●			
通信回線使 用料補助金	通信回線使用料×50%	3,000万円以内 (1,000万円×3年)					●			

※新設：市内に新たに工場等を立地

※増設：市内の既存の工場等の敷地又は接する土地に工場等を拡張

※移設：市内の既存の工場等を閉鎖し、既存の工場敷地外の市内の土地に立地

※情報：情報通信・研究開発施設

## 補助金算定上の主な定義など

項目	主な定義・取扱い等
補助対象	事業計画や事業実施状況等の事業全体の実態等の審査等を経て、工場等の用に供すると判断された市長が認める額等が対象となります。
立地協定	事業者と市が行う工場等の設置計画に係る協定で、相互協力、市民の優先雇用や法令遵守等について締結します。調印式の実施や公開有無については、事業者の意向により柔軟な対応をいたします。
用地取得時期	用地取得後、5年以内に当該土地で操業を開始していること。
本市の特性を生かした事業	本市の地域・産業特性等を生かし、特に地域経済の発展等に寄与すると認定された事業をいいます。 ※事前の計画・目標設定による審査を経て、立地後の事業実施状況、目標達成度、地域経済への影響度合いなどを総合的に審査することにより認定されます。 【事業例】 地元の農林水産物加工場、体大と連携開発したスポーツ製品の製造工場、本市の生産者と連携したスマート農業実施関連施設、IoTを活用した農林水産業の効率化研究施設 など
新規雇用者	「新規雇用者（正規）」と「市外事業所からの配置転換・出向（正規）」の合計をいいます。なお、新規雇用者は、操業開始後1年を経過する日又は補助金交付申請の4月前のいずれか早い日に雇用され、交付申請時に継続して雇用されている者に限ります。
雇用減少者	増設・移設の場合で、補助対象工場の既存雇用者のうち雇用者でなくなった者・市外事業所への出向者等のことをいいます。
雇用増加数	〔新規雇用者〕－〔雇用減少者〕
市民加算	新規雇用者が本市に住所を有する場合の加算措置
障がい者加算	新規雇用者が障害者手帳を有する場合の加算措置
特定雇用者加算	新規雇用者の標準報酬月額等級が第18級以上の場合の加算措置

## シミュレーション（市外からの進出）

【投資額】土地 1億円、建物 5億円(市内)、機械設備 10億円(市外)

【雇用】新規雇用(正規：15名、パート15名)、県外からの転勤者(正規：25名)

補助区分	補助額(市)	限度額	見込額	補助額(県)
用地取得費	1億×30%	5,000万	3,000万	-
建物・機械設備	5億×11%	7,000万	5,500万	9,000万
	10億×4%	7,000万	4,000万	
雇用促進	(15+25名)×20万	5,000万	800万	-
	市民35名×10万		350万	-
	障がい者 2名×10万		20万	-
	特定雇用30名×20万		600万	-
		計	1億4,270万	9,000万
			合計	2億3,270万

※その他 固定資産税、不動産取得税(県)、事業税(県)などに係る税制優遇措置あり

# 税の減免等について

## 【市税（固定資産税）】

指定地区等	対象業種	設備の取得価額	課税免除等
半島振興対策実施地域 (市内全域)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業 など	500 万円以上(資本金等 1,000 万円以下) 等	課税免除 (3年間)
過疎地域 (旧輝北町、旧吾平町)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業 など	500 万円以上(資本金等 5,000 万円以下) 等	
地域再生法における地 域活力向上地域	問わない	1,900 万円以上	
地域未来投資促進法に おける促進区域	製造業、情報関連業、観光関 連産業など	1 億円超 (農林水産関連業種は 5,000 万円超)	
市内全域	製造業、ソフトウェア業、道 路貨物運送業、倉庫業、こん 包業、卸売業	2,000 万円超	

## 【県税（事業税）】

指定地区等	対象業種	設備の取得価額	課税免除等
半島振興対策実施地域 (市内全域)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業 など	500 万円以上(資本金等 1,000 万円以下 の法人) 等	不均一課税 (3年間)
過疎地域 (旧輝北町、旧吾平町)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業 など	500 万円以上(資本金 5,000 万円以下 の法人) 等	課税免除 (3年間)
地域再生法における地 域活力向上地域	問わない	1,900 万円以上	不均一課税 (3年間)

## 【県税（不動産取得税）】

指定地区等	対象業種	設備の取得価額	課税免除等
半島振興対策実施地域 (市内全域)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業 など	500 万円以上(資本金等 1,000 万円以下 の法人) 等	不均一課税 (3年間)
過疎地域 (旧輝北町、旧吾平町)	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業 など	500 万円以上(資本金 5,000 万円以下 の法人) 等	課税免除 (3年間)
地域再生法における地 域活力向上地域	問わない	1,900 万円以上	不均一課税 (3年間)
地域未来投資促進法に おける促進区域	製造業、情報関連業、観光関 連産業など	1 億円超 (農林水産関連業種 は 5,000 万円超)	課税免除 (3年間)

## 【国税（割増償却）】

指定地区等	対象業種	設備の取得価額	償却限度額	期 間
半島振興対 策実施地域 (市内全域)	製造業、情報サー ビス業等、農林水 産物等販売業	500 万円以上(資 本金等 1,000 万円 以下の法人) 等	【機械・装置】 普通償却限度額の 32% 【建物・附属設備、構築物】 普通償却限度額の 48%	5 年間
過疎地域 (旧輝北町、 旧吾平町)	製造業、情報サー ビス業等、農林水 産物等販売業	500 万円以上(資 本金等 5,000 万円 以下の法人) 等	【機械・装置】 普通償却限度額の 32% 【建物・附属設備、構築物】 普通償却限度額の 48%	5 年間